平成１７年度
建設残土処分地の
開発・運営に関する研究

報告書（中間）

平成１８年３月

岐阜社会基盤研究所
（財）岐阜県建設研究センター

目　　次

第１章　研究目的

第２章　受入範囲　（平成１８年度予定）

第３章　発生土量の把握

3-1　建設発生土　管内別最終処分量一覧表

3-2　H14～16 年度　建設発生土　実績の推移

3-3　建設発生土　管内別実績一覧表

3-4　建設発生土　発注機関別実績一覧表

3-5　まとめ

第４章　自然環境の概略調査　（平成１８年度予定）

第５章　事業主体の設定・事業費の算定

5-1　既設残土処理場の運営状況

5-2　各処分場　管理運営Ｑ＆Ａ

5-3　各処分場の特徴

5-4　課　　題

第６章　関係法令とその方法

6-1　岐阜県土地開発事業の調整に関する規則

6-2　建設残土埋立行為に係る各法・条例の制限等

6-3　個別法令等における取り扱い

第７章　跡地利用計画　（平成１８年度予定）

第８章　採算計画検討　（平成１８年度予定）

第１章　研究目的

道路や河川、下水道を整備する建設工事によって発生する建設発生土については、ゼロエミッション社会の実現に向け計画段階から発生抑制に対する取り組みの徹底や建設発生土の現場内利用、工事間流用等を積極的に行い最終処分量の減少に努めてきたところである。

しかしながら、建設発生土の調整が出来ない等の理由により、埋め立て等によりかなりの量を最終処分しているのが現状であり、処分場の確保等については十分とはいえない状況となっている。このような建設発生土を無秩序に谷間や農地に堆積すると、土石流による災害を引き起こしたり、また自然環境の保全にも支障を与えかねない。

このため行政及び建設業は、一層の残土の発生抑制に努めるとともに、やむを得ず最終処分する発生土については、処分場を確保して適正な処分に努めていかなければならない。

特に施工にあたる建設業協会では危機意識が強く、県にも処分場の設置要望をしており、これに対して県は「今後とも一層の発生抑制、処分場の確保に努める。」と回答している。

このような状況の中で、全国では（財）鳥取県建設技術センター、（財）神奈川都市整備技術センターが建設残土処分の管理運営を既に行っており、当センターにおいても建設事業を公益的にサポートする立場から設置運営について研究するものである。

なお研究にあたり、関市でＨ１７から１８にかけて残土処分場を計画しており、市の了解を得たため、この事業を残土処分候補地の１つとして研究の題材とする。

第3章　発生土量の把握

3-1　建設発生土　管内別最終処分量　一覧表

2006年1月27日現在

管　内	県	%	市町村	%	計	%
岐阜建設	33,784.8	15.8%	78,952.8	21.1%	112,737.6	19.2%
大垣建設	18,356.5	8.6%	23,413.3	6.3%	41,769.8	7.1%
揖斐建設	7,855.0	3.7%	594.0	0.2%	8,449.0	1.4%
美濃建設	19,369.5	9.1%	25,352.8	6.8%	44,722.3	7.6%
郡上建設	20,748.8	9.7%	74,835.3	20.0%	95,584.1	16.3%
可茂建設	6,779.7	3.2%	46,829.1	12.5%	53,608.8	9.1%
多治見建設	1,795.8	0.8%	46,452.1	12.4%	48,247.9	8.2%
恵那建設	58,203.1	27.2%	40,639.4	10.9%	98,842.5	16.8%
下呂建設	16,692.5	7.8%	82.0	0.0%	16,774.5	2.9%
高山建設	13,444.3	6.3%	35,020.0	9.4%	48,464.3	8.2%
古川建設	16,912.2	7.9%	1,781.4	0.5%	18,693.6	3.2%
合　計	**213,942.2**		**373,952.2**		**587,894.4**	**100.0%**

3-2　H14～16 年度　建設発生土実績の推移

2006 年 1 月 27 日現在

発注機関	年度	建設発生土 (m3)						
		① 発生量	② 現場内利用	③=①-② 現場外搬出量	④ 再生資源利用促進	⑤ 最終処分	⑥=④/③ 再生資源利用促進率 A	⑦=(②+④)/① 再生資源利用促進率 B
県	H14	2,858,929.2	1,224,601.3	1,634,327.9	906,902.8	727,425.1	55.5%	74.6%
	H15	1,879,136.7	738,273.3	1,140,863.4	678,590.0	462,273.4	59.5%	75.4%
	H16	1,570,425.5	720,095.2	850,330.3	636,388.1	213,942.2	74.8%	86.4%
市町村	H14	1,899,777.8	787,805.0	1,111,972.8	458,526.5	653,446.3	41.2%	65.6%
	H15	1,320,441.3	528,990.8	791,450.5	271,112.7	520,337.8	34.3%	60.6%
	H16	1,130,124.5	462,138.6	667,985.9	294,033.7	373,952.2	44.0%	66.9%
計	H14	4,758,707.0	2,012,406.3	2,746,300.7	1,365,429.3	1,380,871.4	49.7%	71.0%
	H15	3,199,578.0	1,267,264.1	1,932,313.9	949,702.7	982,611.2	49.1%	69.3%
	H16	2,700,550.0	1,182,233.8	1,518,316.2	930,421.8	587,894.4	61.3%	78.2%

3-3　建設発生土　管内別実績一覧表

2006 年 1 月 27 日現在

管　内	発注機関	建設発生土 (m3)						
		①	②	③=①-②			⑥=④/③	⑦=(②+④)/①
		発生量	現場内利用	現場外搬出量	④ 再生資源利用促進	⑤ 最終処分	再生資源利用促進率 A	再生資源利用促進率 B
岐阜建設	県	227,825.1	93,482.3	134,342.8	100,558.0	33,784.8	74.9%	85.2%
	市町村	208,476.7	68,981.8	139,494.9	60,542.1	78,952.8	43.4%	62.1%
	小計	436,301.8	162,464.1	273,837.7	161,100.1	112,737.6	58.8%	74.2%
大垣建設	県	84,714.8	29,742.1	54,972.7	36,616.2	18,356.5	66.6%	78.3%
	市町村	90,711.0	37,966.6	52,744.4	29,331.1	23,413.3	55.6%	74.2%
	小計	175,425.8	67,708.7	107,717.1	65,947.3	41,769.8	61.2%	76.2%
揖斐建設	県	51,741.5	21,136.8	30,604.7	22,749.7	7,855.0	74.3%	84.8%
	市町村	5,884.4	1,994.0	3,890.4	3,296.4	594.0	84.7%	89.9%
	小計	57,625.9	23,130.8	34,495.1	26,046.1	8,449.0	75.5%	85.3%
美濃建設	県	49,851.5	16,084.0	33,767.5	14,398.0	19,369.5	42.6%	61.1%
	市町村	103,424.0	28,893.3	74,530.7	49,177.9	25,352.8	66.0%	75.5%
	小計	153,275.5	44,977.3	108,298.2	63,575.9	44,722.3	58.7%	70.8%
郡上建設	県	119,121.9	63,819.3	55,302.6	34,553.8	20,748.8	62.5%	82.6%
	市町村	140,828.3	52,678.5	88,149.8	13,314.5	74,835.3	15.1%	46.9%
	小計	259,950.2	116,497.8	143,452.4	47,868.3	95,584.1	33.4%	63.2%
可茂建設	県	230,837.5	108,788.1	122,049.4	115,269.7	6,779.7	94.4%	97.1%
	市町村	158,542.3	90,030.5	68,511.8	21,682.7	46,829.1	31.6%	70.5%
	小計	389,379.8	198,818.6	190,561.2	136,952.4	53,608.8	71.9%	86.2%
多治見建設	県	173,850.3	58,128.8	115,721.5	113,925.7	1,795.8	98.4%	99.0%
	市町村	155,088.1	77,449.0	77,639.1	31,187.0	46,452.1	40.2%	70.0%
	小計	328,938.4	135,577.8	193,360.6	145,112.7	48,247.9	75.0%	85.3%
恵那建設	県	315,087.9	183,703.8	131,384.1	73,181.0	58,203.1	55.7%	81.5%
	市町村	150,158.4	50,736.2	99,422.2	58,782.8	40,639.4	59.1%	72.9%
	小計	465,246.3	234,440.0	230,806.3	131,963.8	98,842.5	57.2%	78.8%
下呂建設	県	128,529.1	77,446.5	51,082.6	34,390.1	16,692.5	67.3%	87.0%
	市町村	82.0	0.0	82.0	0.0	82.0	0.0%	0.0%
	小計	128,611.1	77,446.5	51,164.6	34,390.1	16,774.5	67.2%	87.0%
高山建設	県	107,341.7	53,819.7	53,522.0	40,077.7	13,444.3	74.9%	87.5%
	市町村	100,339.4	45,773.9	54,565.5	19,545.5	35,020.0	35.8%	65.1%
	小計	207,681.1	99,593.6	108,087.5	59,623.2	48,464.3	55.2%	76.7%
古川建設	県	81,524.2	13,943.8	67,580.4	50,668.2	16,912.2	75.0%	79.3%
	市町村	16,589.9	7,634.8	8,955.1	7,173.7	1,781.4	80.1%	89.3%
	小計	98,114.1	21,578.6	76,535.5	57,841.9	18,693.6	75.6%	80.9%
県		1,570,425.5	720,095.2	850,330.3	636,388.1	213,942.2	74.8%	86.4%
市町村		1,130,124.5	462,138.6	667,985.9	294,033.7	373,952.2	44.0%	66.9%
合　　計		2,700,550.0	1,182,233.8	1,518,316.2	930,421.8	587,894.4	61.3%	78.2%

3-4　建設発生土　発注機関別実績一覧表

2006 年 1 月 27 日現在

管内	発注機関名	建設発生土 (m3)						
		① 発生量	② 現場内利用	③=①-② 現場外搬出量	④ 再生資源利用促進	⑤ 最終処分	⑥=④/③ 再生資源利用促進率 A	⑦=(②+④)/① 再生資源利用促進率 B
岐阜	経営管理部	26.0	25.0	1.0	0.0	1.0	0.0%	96.2%
	基盤整備部	14,026.0	4,825.0	9,201.0	766.0	8,435.0	8.3%	39.9%
	岐阜地域農山村整備事務所	81,124.6	25,938.3	55,186.3	38,750.5	16,435.8	70.2%	79.7%
	岐阜建設事務所	29,896.1	16,403.2	13,492.9	4,689.9	8,803.0	34.8%	70.6%
	流域浄水事務所	102,474.9	46,148.8	56,326.1	56,326.1	0.0	100.0%	100.0%
	岐阜建築事務所	162.0	52.0	110.0	0.0	110.0	0.0%	32.1%
	岐阜県土地開発公社	115.5	90.0	25.5	25.5	0.0	100.0%	100.0%
	県　小 計	227,825.1	93,482.3	134,342.8	100,558.0	33,784.8	74.9%	85.2%
	羽島市	41,660.1	19,933.7	21,726.4	8,631.5	13,094.9	39.7%	68.6%
	各務原市	68,075.9	20,225.8	47,850.1	20,207.6	27,642.5	42.2%	59.4%
	山県市	41,053.2	14,742.0	26,311.2	11,930.0	14,381.2	45.3%	65.0%
	瑞穂市	11,228.3	1,173.8	10,054.5	1,126.0	8,928.5	11.2%	20.5%
	羽島郡　川島町	3,094.1	1,627.6	1,466.5	760.5	706.0	51.9%	77.2%
	羽島郡　岐南町	8,168.9	967.0	7,201.9	2,362.5	4,839.4	32.8%	40.8%
	羽島郡　笠松町	4,265.0	1,125.0	3,140.0	2,973.0	167.0	94.7%	96.1%
	羽島郡　柳津町	16,786.2	5,464.9	11,321.3	2,672.0	8,649.3	23.6%	48.5%
	山県郡　高富町	14,145.0	3,722.0	10,423.0	9,879.0	544.0	94.8%	96.2%
	市 町 村　小 計	208,476.7	68,981.8	139,494.9	60,542.1	78,952.8	43.4%	62.1%
	岐阜建設管内　合計	**436,301.8**	**162,464.1**	**273,837.7**	**161,100.1**	**112,737.6**	**58.8%**	**74.2%**

2006 年 1 月 27 日現在

管内	発注機関名	建設発生土 (m3)						
		① 発生量	② 現場内利用	③=①-② 現場外搬出量	④ 再生資源利用促進	⑤ 最終処分	⑥=④/③ 再生資源利用促進率 A	⑦=(②+④)/① 再生資源利用促進率 B
大垣	西濃地域大垣農山村整備事務所	14,246.0	9,659.0	4,587.0	0.0	4,587.0	0.0%	67.8%
	大垣建設事務所	70,468.8	20,083.1	50,385.7	36,616.2	13,769.5	72.7%	80.5%
	県 小計	84,714.8	29,742.1	54,972.7	36,616.2	18,356.5	66.6%	78.3%
	海津郡 海津町	35,148.6	13,465.0	21,683.6	15,508.0	6,175.6	71.5%	82.4%
	海津郡 平田町	9,704.9	4,352.0	5,352.9	2,028.0	3,324.9	37.9%	65.7%
	海津郡 南濃町	8,435.0	1,934.0	6,501.0	5,550.0	951.0	85.4%	88.7%
	養老郡 養老町	6,910.3	3,208.3	3,702.0	1,379.9	2,322.1	37.3%	66.4%
	養老郡 上石津町	4,711.8	2,913.1	1,798.7	923.0	875.7	51.3%	81.4%
	不破郡 垂井町	25,800.4	12,094.2	13,706.2	3,942.2	9,764.0	28.8%	62.2%
	市町村 小計	90,711.0	37,966.6	52,744.4	29,331.1	23,413.3	55.6%	74.2%
	大垣建設管内 合計	**175,425.8**	**67,708.7**	**107,717.1**	**65,947.3**	**41,769.8**	**61.2%**	**76.2%**
揖斐	西濃地域農山村整備事務所	33,319.6	10,472.9	22,846.7	14,991.7	7,855.0	65.6%	76.4%
	揖斐建設事務所	18,421.9	10,663.9	7,758.0	7,758.0	0.0	100.0%	100.0%
	県 小計	51,741.5	21,136.8	30,604.7	22,749.7	7,855.0	74.3%	84.8%
	揖斐郡 揖斐川町	1,253.4	394.0	859.4	504.4	355.0	58.7%	71.7%
	揖斐郡 大野町	1,600.0	1,600.0	0.0	0.0	0.0		100.0%
	揖斐郡 坂内村	3,031.0	0.0	3,031.0	2,792.0	239.0	92.1%	92.1%
	市町村 小計	5,884.4	1,994.0	3,890.4	3,296.4	594.0	84.7%	89.9%
	揖斐建設管内 合計	**57,625.9**	**23,130.8**	**34,495.1**	**26,046.1**	**8,449.0**	**75.5%**	**85.3%**

2006 年 1 月 27 日現在

管内	発注機関名	建設発生土 (m3)						
		① 発生量	② 現場内利用	③=①-② 現場外搬出量	④ 再生資源利用促進	⑤ 最終処分	⑥=④/③ 再生資源利用促進率 A	⑦=(②+④)/① 再生資源利用促進率 B
美濃	中濃地域農山村整備事務所	5,715.0	486.0	5,229.0	0.0	5,229.0	0.0%	8.5%
	美濃建設事務所	44,136.5	15,598.0	28,538.5	14,398.0	14,140.5	50.5%	68.0%
	県 小計	49,851.5	16,084.0	33,767.5	14,398.0	19,369.5	42.6%	61.1%
	関市	51,560.4	8,844.4	42,716.0	33,346.5	9,369.5	78.1%	81.8%
	美濃市	20,719.5	8,502.1	12,217.4	11,717.4	500.0	95.9%	97.6%
美濃	武儀郡 洞戸村	4,326.0	2,598.0	1,728.0	578.0	1,150.0	33.4%	73.4%
	武儀郡 武芸川町	9,033.6	4,141.3	4,892.3	3,536.0	1,356.3	72.3%	85.0%
	武儀郡 上之保村	17,784.5	4,807.5	12,977.0	0.0	12,977.0	0.0%	27.0%
	市町村 小計	103,424.0	28,893.3	74,530.7	49,177.9	25,352.8	66.0%	75.5%
	美濃建設管内 合計	**153,275.5**	**44,977.3**	**108,298.2**	**63,575.9**	**44,722.3**	**58.7%**	**70.8%**
郡上	中濃地域農山村整備事務所	71,231.1	53,276.5	17,954.6	4,775.0	13,179.6	26.6%	81.5%
	八幡建設事務所	47,890.8	10,542.8	37,348.0	29,778.8	7,569.2	79.7%	84.2%
	県 小計	119,121.9	63,819.3	55,302.6	34,553.8	20,748.8	62.5%	82.6%
	郡上郡 八幡町	46,966.3	7,164.6	39,801.7	5,548.9	34,252.8	13.9%	27.1%
	郡上郡 大和町	24,913.0	4,599.0	20,314.0	0.0	20,314.0	0.0%	18.5%
	郡上郡 白鳥町	31,737.5	16,499.1	15,238.4	1,940.6	13,297.8	12.7%	58.1%
	郡上郡 高鷲村	20,732.3	17,809.4	2,922.9	1,730.0	1,192.9	59.2%	94.2%
	郡上郡 美並村	10,084.0	5,456.0	4,628.0	4,003.0	625.0	86.5%	93.8%
	郡上郡 明宝村	5,903.0	858.4	5,044.6	92.0	4,952.6	1.8%	16.1%
	郡上郡 和良村	492.2	292.0	200.2	0.0	200.2	0.0%	59.3%
	市町村 小計	140,828.3	52,678.5	88,149.8	13,314.5	74,835.3	15.1%	46.9%
	郡上建設管内 合計	**259,950.2**	**116,497.8**	**143,452.4**	**47,868.3**	**95,584.1**	**33.4%**	**63.2%**

2006 年 1 月 27 日現在

管内	発 注 機 関 名	建設発生土 (m3)						
		① 発生量	② 現場内利用	③=①-② 現場外搬出量	④ 再生資源利用促進	⑤ 最終処分	⑥=④/③ 再生資源利用促進率 A	⑦=(②+④)/① 再生資源利用促進率 B
可茂	中濃地域可茂農山村整備事務所	9,668.3	6,582.0	3,086.3	2,830.0	256.3	91.7%	97.3%
	可茂建設事務所	208,353.9	98,967.1	109,386.8	103,697.1	5,689.7	94.8%	97.3%
	中濃建築事務所	1,200.1	335.0	865.1	211.6	653.5	24.5%	45.5%
	可茂用水道事務所	11,615.2	2,904.0	8,711.2	8,531.0	180.2	97.9%	98.4%
	県 小計	230,837.5	108,788.1	122,049.4	115,269.7	6,779.7	94.4%	97.1%
	美濃加茂市	70,867.8	49,117.5	21,750.3	4,899.0	16,851.3	22.5%	76.2%
	可児市	20,001.3	10,350.3	9,651.0	6,440.0	3,211.0	66.7%	83.9%
	加茂郡 坂祝町	4,392.5	1,184.0	3,208.5	578.5	2,630.0	18.0%	40.1%
	加茂郡 七宗町	19,009.0	14,829.0	4,180.0	0.0	4,180.0	0.0%	78.0%
	加茂郡 八百津町	29,313.8	9,126.0	20,187.8	6,143.0	14,044.8	30.4%	52.1%
	加茂郡 白川町	7,435.5	2,580.7	4,854.8	667.2	4,187.6	13.7%	43.7%
	加茂郡 東白川村	642.0	127.0	515.0	0.0	515.0	0.0%	19.8%
	可児郡 御嵩町	6,602.4	2,659.0	3,943.4	2,955.0	988.4	74.9%	85.0%
	可児郡 兼山町	278.0	57.0	221.0	0.0	221.0	0.0%	20.5%
	市町村 小計	158,542.3	90,030.5	68,511.8	21,682.7	46,829.1	31.6%	70.5%
	可茂建設管内 合計	**389,379.8**	**198,818.6**	**190,561.2**	**136,952.4**	**53,608.8**	**71.9%**	**86.2%**
多治見	多治見建設事務所	171,372.0	57,923.2	113,448.8	113,379.8	69.0	99.9%	100.0%
	東濃建築事務所	1,987.9	198.8	1,789.1	544.3	1,244.8	30.4%	37.4%
	東濃用水道事務所	490.4	6.8	483.6	1.6	482.0	0.3%	1.7%
	県 小計	173,850.3	58,128.8	115,721.5	113,925.7	1,795.8	98.4%	99.0%
	多治見市	29,893.0	10,342.9	19,550.1	9,851.4	9,698.7	50.4%	67.6%
	瑞浪市	79,531.7	35,889.5	43,642.2	19,885.9	23,756.3	45.6%	70.1%
	土岐市	37,834.2	26,622.1	11,212.1	1,269.7	9,942.4	11.3%	73.7%
	土岐郡 笠原町	7,829.2	4,594.5	3,234.7	180.0	3,054.7	5.6%	61.0%
	市町村 小計	155,088.1	77,449.0	77,639.1	31,187.0	46,452.1	40.2%	70.0%
	多治見建設管内 合計	**328,938.4**	**135,577.8**	**193,360.6**	**145,112.7**	**48,247.9**	**75.0%**	**85.3%**

2006 年 1 月 27 日現在

管内	発注機関名	建設発生土 (m3)						
		① 発生量	② 現場内利用	③=①-② 現場外搬出量	④ 再生資源利用促進	⑤ 最終処分	⑥=④/③ 再生資源利用促進率 A	⑦=(②+④)/① 再生資源利用促進率 B
恵那	東濃地域農山村整備事務所	169,772.1	110,823.6	58,948.5	24,593.0	34,355.5	41.7%	79.8%
	恵那建設事務所	145,315.8	72,880.2	72,435.6	48,588.0	23,847.6	67.1%	83.6%
	県 小計	315,087.9	183,703.8	131,384.1	73,181.0	58,203.1	55.7%	81.5%
	中津川市	32,299.5	17,817.3	14,482.2	3,384.0	11,098.2	23.4%	65.6%
	恵那市	35,461.5	3,909.9	31,551.6	22,657.5	8,894.1	71.8%	74.9%
	恵那郡 加子母村	5,679.0	1,168.0	4,511.0	0.0	4,511.0	0.0%	20.6%
	恵那郡 付知町	1,597.0	453.0	1,144.0	0.0	1,144.0	0.0%	28.4%
	恵那郡 福岡町	8,740.8	6,170.0	2,570.8	485.0	2,085.8	18.9%	76.1%
	恵那郡 蛭川村	10,200.0	2,540.0	7,660.0	5,490.0	2,170.0	71.7%	78.7%
	恵那郡 山岡町	12,158.0	2,736.0	9,422.0	9,050.0	372.0	96.1%	96.9%
	恵那郡 明智町	18,048.9	12,197.9	5,851.0	675.0	5,176.0	11.5%	71.3%
	恵那郡 串原村	20,247.5	2,621.2	17,626.3	16,876.3	750.0	95.7%	96.3%
	恵那郡 上矢作町	5,726.2	1,122.9	4,603.3	165.0	4,438.3	3.6%	22.5%
	市町村 小計	150,158.4	50,736.2	99,422.2	58,782.8	40,639.4	59.1%	72.9%
	恵那建設管内 合計	**465,246.3**	**234,440.0**	**230,806.3**	**131,963.8**	**98,842.5**	**57.2%**	**78.8%**
下呂	飛騨地域農山村整備事務所	40,244.7	28,050.0	12,194.7	2,237.1	9,957.6	18.3%	75.3%
	飛騨地域萩原農山村整備事務所	52,428.4	25,794.0	26,634.4	25,460.0	1,174.4	95.6%	97.8%
	萩原建設事務所	35,856.0	23,602.5	12,253.5	6,693.0	5,560.5	54.6%	84.5%
	県 小計	128,529.1	77,446.5	51,082.6	34,390.1	16,692.5	67.3%	87.0%
	益田郡 金山町	82.0	0.0	82.0	0.0	82.0	0.0%	0.0%
	市町村 小計	82.0	0.0	82.0	0.0	82.0	0.0%	0.0%
	下呂建設管内 合計	**128,611.1**	**77,446.5**	**51,164.6**	**34,390.1**	**16,774.5**	**67.2%**	**87.0%**

2006 年 1 月 27 日現在

管内	発注機関名	建設発生土 (m3)						
		① 発生量	② 現場内利用	③=①-② 現場外搬出量	④ 再生資源利用促進	⑤ 最終処分	⑥=④/③ 再生資源利用促進率 A	⑦=(②+④)/① 再生資源利用促進率 B
高山	飛騨地域農山村整備事務所	92,334.5	46,300.9	46,033.6	36,484.7	9,548.9	79.3%	89.7%
	高山建設事務所	14,988.5	7,512.8	7,475.7	3,593.0	3,882.7	48.1%	74.1%
	飛騨建築事務所	18.7	6.0	12.7	0.0	12.7	0.0%	32.1%
	県 小計	107,341.7	53,819.7	53,522.0	40,077.7	13,444.3	74.9%	87.5%
	高山市	82,043.1	34,365.3	47,677.8	18,305.5	29,372.3	38.4%	64.2%
	大野郡 清見村	10,865.5	8,117.8	2,747.7	0.0	2,747.7	0.0%	74.7%
	大野郡 宮村	1,680.8	725.7	955.1	0.0	955.1	0.0%	43.2%
	大野郡 久々野町	5,750.0	2,565.1	3,184.9	1,240.0	1,944.9	38.9%	66.2%
	市町村 小計	100,339.4	45,773.9	54,565.5	19,545.5	35,020.0	35.8%	65.1%
	高山建設管内 合計	**207,681.1**	**99,593.6**	**108,087.5**	**59,623.2**	**48,464.3**	**55.2%**	**76.7%**
古川	飛騨地域農山村整備事務所	81,524.2	13,943.8	67,580.4	50,668.2	16,912.2	75.0%	79.3%
	県 小計	81,524.2	13,943.8	67,580.4	50,668.2	16,912.2	75.0%	79.3%
	吉城郡 国府町	12,412.5	5,680.8	6,731.7	6,685.7	46.0	99.3%	99.6%
	吉城郡 上宝村	4,177.4	1,954.0	2,223.4	488.0	1,735.4	21.9%	58.5%
	市町村 小計	16,589.9	7,634.8	8,955.1	7,173.7	1,781.4	80.1%	89.3%
	古川建設管内 合計	**98,114.1**	**21,578.6**	**76,535.5**	**57,841.9**	**18,693.6**	**75.6%**	**80.9%**
合 計		**2,700,550.0**	**1,182,233.8**	**1,518,316.2**	**930,421.8**	**587,894.4**	**61.3%**	**78.2%**

3-5　ま と め

下表「予算と残土量」より

1．H14～16にかけて、予算の減少（指数100→69）の割合以上に、残土量（100→57）、特に最終処分量（100→43）の減少が顕著である。

※この残土量指数の減少は、一般的に残土が多く発生するといわれる道路建設工事等の減少及び設計時における自己完結の設計思想の浸透によるものと考えられる。また最終処分量指数の減少は、残土量の減少に伴い利用促進率の割合が高まったものと考えられる。

ただし利用促進率の改善は「2．H14～16年度　建設発生土実績の推移」の⑦によれば、県工事が大きく貢献し、市町村工事は殆ど率の変化が無いことが判る。

「1．建設発生土　管内別最終処分量一覧表」より

2．H16最終処分量の588千㎥のうち、岐阜管内113千㎥（19．2%）、恵那管内99千㎥（16．6%）、郡上管内96千㎥（16．3%）が上位3つにあげられる。

県認可の残土処分場の無い岐阜及び恵那管内では、残土処分場の要望が今後高まると推察される。

※今後、暫くの間は予算の拡大の見込みは少なく、加えて自己完結の設計思想の一層の徹底により、最終処分量は横ばいとなると推察される。

郡上においては、県認可の残土処分場が2ヶ所有るものの、岐阜、恵那には無いため、重点的に検討する必要がある。

予算と残土量の推移

項　　目	H14		H15		H16		備考
	数量	指数	数量	指数	数量	指数	
建設管理局予算：億円	1,458	100	1,236	85	1,007	69	
残　　土　　量：千㎥	4,759	100	3,200	67	2,701	57	
最終処分量：千㎥	1,381	100	983	71	588	43	

注）H14の建設管理局予算（億円）、残土量（千㎥）、最終処分量（千㎥）を100とした場合に、H15及びH16の指数を算出したものです。

第5章　事業主体の設定･事業費の算定

5-1 既設残土処分場の運営状況

番号	処分場名	場所	設置者	管理運営	管理業務委託者	県単価	処分量㎥	面積㎡	受入予定	必要経費	受入対象	現況	借地･買収	跡地予定	関係法令
①	北部阿多岐処分場	郡上市白鳥町阿多岐	郡上ｴｺﾛｼﾞｰｾﾝﾀｰ	同左	(株) 山越建設 H16 分	1,100	120,000 32,316	9,843	H16～18 H16分	24,714	公共･民間	雑種地	借地	雑種地(広場)	市自然環境保護条例
②	南部八幡処理場	郡上市八幡町初納	郡上ｴｺﾛｼﾞｰｾﾝﾀｰ	同左	(株) 坪井石材	1,350	25,854	4,617	1	36,107	公共･民間	田	借地	田	農地(一時転用) 砂利採取法
③	南吉城広域残土処分場	廃止													
④	萩原残土処分場	下呂市萩原町尾崎	(社) 下呂建設業協会	同左	萩原土建(株)	580	51,000	9,462	5	47,546	公共･民間	山林	買収	未定	林地(伐採)
⑤	下呂残土処分場	下呂市御厩野東田巾	(社) 下呂建設業協会	同左	下呂建設工業協同組合	800	56,000	9,551	3	54,404	公共･民間	雑種地	借地	未定	林地(伐採) 河川
⑥	上之保建設工事残土処分場	関市上之保先谷	旧上之保村	関市	シルバー人材センターに重機のオペ及び受付を委託	1,100	210,000	20,000	10	400,651	公共	山林	買収	公園	林地開発
⑦	南吉城広域残土処分場	飛騨市宮川町種蔵谷	飛騨市	(社) 吉城建設業協会	(株) みやがわ	580	96,440	10,000未満	3	55,600	公共	山林	買収･借地	未定	砂防
⑧	神岡町･上宝村残土処分場	高山市上宝村長倉	旧上宝村	(社) 吉城業協会	(有) ヒダリゾート	700	62,000	6,808	2	33,554	公共･民間	農地	借地	農地	農地(一時転用) 地すべり･砂防
⑨	馬瀬残土処分場	下呂市馬瀬西村	(社) 下呂建設業協会	同左	馬瀬建設(株)	1,250	19,700	6,415	5	25,743	公共･民間	山林	借地	未定	林地(伐採)
⑩	稲越残土処分場	飛騨市河合町稲越	飛騨市	(社) 吉城建設業協会	(有) ワークアップ	930	24,500	5,900	1	22,846	公共	山林他	借地	草地	
⑪	上宝村広域残土処分場	高山市上宝町吉野	旧上宝村	(有) ヒダリゾート	(有) ヒダリゾート	850	19,935	5,000	2	13,732	公共･民間	山林	買収	未定	河川
予定	古川町信包公共残土処理場	飛騨市古川町信包	飛騨市	(社) 吉城建設業協会	南城建設協同組合	1,092	52,000	9,500	2	57,600	公共	山林他	買収･借地	未定	

5-2 各処分場 管理運営Q＆A

処分場①②

処分場名	場所	設置者	管理運営	管理業務委託者	県単価	処分量㎥	面積㎡	受入予定年数	必要経費	受入対象	現況	借地・買収	跡地予定	関係法令
北部阿多岐処分場	郡上市白鳥町阿多岐	郡上ｴｺﾛｼﾞｰｾﾝﾀｰ	同左	(株)山越建設 H16分	1,100	120,000 32,316	9,843	H16～18 H16分	千円 24,714	公共及び民間	雑種地	借地	雑種地 (広場)	市自然環境保護条例
南部八幡処理場	郡上市八幡町初納	郡上ｴｺﾛｼﾞｰｾﾝﾀｰ	同左	(株)坪井石材	1,350	25,854	4,617	1	36,107	公共及び民間	田	借地	田	農地法 砂利採取法

※質問事項

質問	南部八幡処理場は、残土を砂利採取後の跡地の埋め戻しにしているのでしょうか。
回答	現況はほじょう整備された田であるが、高低差が少なく埋立量が少ないため、砂利採取することにより埋立量を増加することが出来、収支赤字幅を縮減できている。
質問	農地転用の場合、関係官庁から期限を決めて計画的に農地に復旧するよう指導を受けますが、この点如何でしょうか。
回答	農地法一時転用許可を受けている。そのため、許可期限である一年間に復旧出来ることを(搬入土量)予測しながら工区毎に区分して、順次処分地としています。
質問	他地区の例を見ますと、必要経費を処分量で割って単価を決定しているが、その単価で管理運営業務の収支がトントンになるとは思えません。特にマイナスの場合の対応を教えて頂けますか。
回答	当組合も必要経費を処分量で割って単価を決定している。二つの処分場の収支はＨ１６決算実績、経常利益16,533,979円で、これは以下のような管理経費の圧縮施策の効果である。 ① 変動費のうち、地権者要請及び関係法令による構造物設置費は、組合員施工により原価＋１０％と圧縮していること。 ② 変動費のうち、搬入土の敷き均し造成費は１２０円／㎥と直接工事費のみです。これは、処分地隣接組合員の重機使用により損料を計上していないことによる。 ③ 役員報酬は費用弁償のみで、専務理事以外計上していない。 ④ 人件費は、女性二名及び委託事務男性一名のみとしている。 ⑤ 開業当時の借入金75,000,000円の償還が完済したこと。
質問	2地区の単価比較をしますと南部が2割以上高いのですが、この要因として何が考えられますか。
回答	① 処分量が少ないこと ② 借地料が高いこと(南部150円／㎥、北部25円／㎥) ③ 農地復旧条件として、耕地面積が減らぬように巨石積。用排水路の新規更新など構造物設置費が処分量の割に高額となっていること。
質問	開発にあたり、クリアーすべき法令で注意する点がありましたら教えて下さい。

回答	農地の場合、一時転用一年間の許可期限内で復旧出来うる面積設定について、搬入量不確定のため困難であります。当組合では、直接搬入地以外に、資材置き場として三年間の転用許可を得て、ストックヤード（調整地）としています。 林地・雑種地の開発の場合、宅地造成では無いにもかかわらず、宅地造成法の基準を適用されようとするので、公共残土処理事業の意義を十分関係官庁に理解を求めることが必要と思います。

※再質問事項

質問	農地の一時転用について、「農振農用地では3年以内に復元」と聞いていたのですが、南部処分場については許可期限が1年で、ストックヤードは3年の転用許可とあります。この違いについて教えて頂きたいのですが。
回答	農地の資材置き場、嵩上げ工事等の場合の一時転用は「3年以内に復元」であります。南部処分場についての許可期限が1年というのは、砂利採取行為を行うため、掘削採取から農地復元まで一年許可期限となります。
質問	インターネットでは北部阿多岐処分場で最大 450,000 ㎥ 21,689 ㎡とあり、林地開発協議をされていると思っていたのですが、先だって頂いた資料では 9,843 ㎡とあり林地開発協議はされていないのでしょうか。
回答	ネットでの表示は開業時のものであり、当該地は平成 16 年に完了検査を受けております。現在は、9,843 ㎡で操業中です。当該地への「再盛土行為は県内規で三年経過したものは良い」と指導を受け、昨年 7 月より申請手続きを進めておりましたが、12 月の事前協議で「そもそも 15m 以上の盛土はできない」との結論をいただき，約 5 ヶ月間を無にしました。北部処理場操業の危機となり、新規開発を模索中です。
質問	林地開発協議をされている場合、資料作成費及び構造物設置費等の経費がかなり必要と聞いていますが、そちらでは如何でしょうか。
回答	開業時は土地開発で行ったため、開発申請費約 500 万円、構造物約 4,000 万円要し、その他に事務所、計量器、借地料、立木補償費等あり、借入金は約 7,500 万円（3,000 万円は組合員負担金）になったかと記憶しています。
質問	ストックヤードは残土の仮置き場として利用されているのでしょうか。その場合、仮置き場から処分場への運搬費は経費増となるということでしょうか。
回答	ストックヤードは残土の仮置き場として利用されています。それは、前問のように一年間の農地一時転用に備えて、万一、復元土量が足らなくなることを防ぐ為のストックヤードであります。運搬費は隣接地ですが、当然「増」となります。
質問	管理運営はエコロジーセンター、業務委託は（株）山越建設とありますが、それぞれの業務役割分担を教えて下さい。
回答	(株)山越建設の業務委託内容は、受入残土の敷き均し、排水溝、造成等、処分地作業と周辺道路清掃、除雪作業であります。その他の計量、伝票発行等は郡上エコロジー職員で行っています。
質問	他地区処理場では、全体の収支がトントンであっても年度ごとにプラスマイナスがあり、単年度決算のためプラスの場合に税金支出となるため困っているということを聞きました。税金対策は如何お考えでしょうか。
回答	当組合は第五期決算より単年度黒字に転じ、現在も推移致しております。税金対策は特になく、今後借入は困難となりますので新規開発に備えて内部留保に勤めております。これも前回報告しましたように経費削減の賜物と思います。なお、借入金は平成十三年十月に完済することができました。
質問	構造物、敷き均し単価の決定根拠は？
回答	国交省の歩掛単価によっている。経費については、開設当時は直接工事費＊１０％で発注しました。

※確認事項

土地開発とは・・・＜岐阜県土地開発事業の調整に関する規則　第三条開発区域の面積が1㌶以上又は建設する道路延長が1㎞以上の土地開発事業に摘要＞ ・現地は地目農地であるが、長年耕作放棄地である。農振外の農地で農地転用は該当している。従って、林地開発には該当せず。
借入困難とは ・現在の状況では組合員負担は困難で、借入についても建設関係での融資は困難である。

処分場④⑤⑨

処分場名	場所	設置者	管理運営	管理業務委託者	県単価	処分量㎥	面積㎡	受入年数	必要経費	受入対象	現況	借地買収	跡地予定	関係法令
萩原残土処分場	下呂市萩原町尾崎	(社) 下呂建設業協会	同左	萩原土建(株)	580	51,000	9,462	5	千円 47,546	公共 or 民間	山林	買収	未定	林地 (伐採)
下呂残土処分場	下呂市御厩野東田巾	(社) 下呂建設業協会	同左	下呂建設工業協同組合	800	56,000	9,551	3	54,404	公共 or 民間	雑種地	借地	未定	林地 (伐採) 河川
馬瀬残土処分場	下呂市馬瀬西村墨ヶ平	(社) 下呂建設業協会	同左	馬瀬建設 (株)	1,250	19,700	6,415	5	25,743	公共 or 民間	山林	借地	未定	林地 (伐採)

※質問事項

質問	他地区の事例を見ますと、必要経費を処分量で割って単価を決定しているのですが、その単価で管理運営業務の収支がトントンになるとは思えません。この場合の協会の対応を教えてください。
回答	問題点　年度決算となるため、受入分の売り上げと排水路等、維持管理費用支出の関係で税金支出となり管理運営費が当初見積もりより減少することとなる。税法上、対応策は有りませんか。
質問	県単価では、馬瀬が他の地区に比べ5割り増しと高いのですが、要因を教えて頂きますか。
回答	処分量が少ないため。
質問	開発にあたり、クリアーすべき法令で注意する点がありましたら教えて下さい。
回答	河川法、自然環境保護協定、１０，０００㎡を超える場合は開発協議が必要

※再質問事項

質問	3地区ともに１０，０００㎡未満なのに林地が関係法令というのは？
回答	伐採届けであり、林地開発協議ではない。
質問	買収と借地の基本的考え方を教えて下さい。借地料はいかほどですか。
回答	地主との打ち合わせで決めている。萩原処分場で買収しているが、管理業務委託者の萩原土建 (株) の所有となる。借地料は微々たるもの。
質問	税金の関係を具体的に教えて下さい。
回答	全体の収支がトントンであっても、年度毎にプラスマイナスがある。単年度決算のためプラスの場合、税金支出となるため困っている。
質問	自然環境保護協定とは？
回答	下呂市の条例で、希少な種がある場合の調査保護を目的とする。
質問	計画時点における敷き均し造成単価の決定方法は？
回答	他の構造物を含め、標準歩掛で積算している。

処分場⑥

処分場名	場所	設置者	管理運営	管理業務委託者	県単価	処分量㎥	面積㎡	受入予定	必要経費	受入対象	現況	借地･買収	跡地予定	関係法令
(対象処分場)								年数	千円	公共 or 民間				
上之保建設工事残土処分場	関市上之保	旧上之保村	関市	シルバー人材センターに重機のオペ及び受付を委託	1,100	210,000	20,000	10	400,651	公共	山林	買収	公園	林地開発

※
別表参照

※質問事項

質問	他地区の事例をみますと、必要経費を処分量で割って単価を決定しているのですが、その単価で管理運営業務の収支がトントンになるとは思えません。この場合、何か行政で対応をするのですか。
回答	収支不足分は行政で負担することになる。年度別事業費一覧表によれば、必要経費 400,651＞事業収入 214,678 千円で実質単価は 1,907＞県単価 1,100 円
質問	処分場の直下にかなり大きな堰堤がありますが、あれは林地開発の許可の関係でしょうか。
回答	調整池として当初から計画している。

上之保建設残土処分地年度別事業費一覧表

年度	処分場事業					管理経費			合計	事業収入
	測量試験費	用地費	補償費	工事費	計	重機他	労務費	計		
8	3,193				3,193			0	3,193	
9		27,797	31,451		59,248			0	59,248	
10	9,450		825		10,275			0	10,275	
11	25,830	2,078	16,566		44,474			0	44,474	
12	13,650	9,296	3,045	132,300	158,291			0	158,291	6,3
13					0	1,441	1,651	3,092	3,092	84,8
14					0	1,444	1,261	2,705	2,705	37,5
15	2,625	200	3,550	4,707	11,082	1,212	715	1,927	13,009	13,5
16	1,094		11,040	1,171	13,305	1,212	715	1,927	15,232	11,0
17				18,732	18,732	1,400	1,400	2,800	21,532	22,0
18				15,000	15,000	1,400	1,000	2,400	17,400	16,5
19				15,000	15,000	1,400	1,000	2,400	17,400	16,5
20				15,000	15,000	1,400	1,000	2,400	17,400	16,5
21				15,000	15,000	1,400	1,000	2,400	17,400	16,8
22										
23										
24										
計	55,842	39,371	66,477	216,910	378,600	12,309	9,742	22,051	400,651	241,6

処分場⑦⑩ 予定

処分場名	場所	設置者	管理運営	管理業務委託者	県単価	処分量㎥	面積㎡	受入年数	必要経費	受入対象	現況	借地・買収	跡地予定	関係法令
(対象処分場)									千円	公共 or 民間				
南吉城広域残土処分場	飛騨市宮川町種蔵	飛騨市	(社) 吉城建設業協会	(株) みやがわ	580	96,440	10,000未満	3	55,600	公共	山林他	買収・借地	未定	砂防
稲越残土処分場	飛騨市河合町稲越	飛騨市	(社) 吉城建設業協会	(有) ワークアップ	930	24,500	5,900	1	22,846	公共	山林他	借地	草地	
古川町信包公共残土処理場	飛騨市古川町信包	飛騨市	(社) 吉城建設業協会	南城建設協同組合	1,092	52,000	9,500	2	57,600	公共	山林他	買収・借地	未定	

※管理運営について

質問	県庁で今回申請予定箇所の資料では、必要経費を処分量で割って単価を決定されているのですが、その単価で管理業務の収支がトントンになるとは思えません。この場合、市はどの様な対応をされていますか。
回答	市の持ち出しは一切考えておりません。 管理委託者(吉城建設業協会)と細部まで詰めを行い、収支予定では200～300万円を残す予定であり、完成後の地元管理維持費として支出予定です。
質問	南吉城広域残土処分場の単価が580円と安いのですが、どのような理由でしょうか。
回答	処理量が多いことから経費を処理量で割ると安価となる。 構造物がフトン篭程度であり、受け入れ年度も3年間程度に設定したことから、経常経費(現地管理事務所経費等)が安価となったため。

※再確認事項

1	南吉城では面積が1ha未満のため林地開発の許可は不要ですが、他地区を含め森林法の伐採届けは必要です。
2	南吉城は1ha未満です。
3	信包は登記上農地ですが、現況が山林のため農地法は不要です。この地区は開発しようと思えば面積を拡張出来るが、林地開発申請を避けるため1ha未満としている。

処分場⑧⑪

処分場名	場所	設置者	管理運営	管理業務委託者	県単価	処分量㎥	面積㎡	受入年数	必要経費	受入対象	現況	借地・買収	跡地予定	関係法令
神岡町・上宝村広域残土処分場	高山市上宝村長倉	旧上宝村	(社)吉城建設業協会	(有)ヒダリゾート	700	62,000	6,808	2	33,554	公共・民間	農地	借地	農地	地すべり及び砂防協議
上宝村広域残土処分場	高山市上宝町吉野	旧上宝村	(有)ヒダリゾート	(有)ヒダリゾート	850	19,935	5,000	2	13,732	公共・民間	山林	買収	未定	河川

質問事項

質問	他地区の事例をみますと、必要経費を処分量で割って単価を決定しているのですが、ハプニング等があった場合、その単価で管理運営業務の収支がトントンになるとは思えません。この場合、行政で何か対応するのですか。
回答	なし
質問	長倉は農地の嵩上げと聞きましたが、換地は伴うのですか。また農地法の転用の取り扱いでは、計画的(受入年数を限定して)に盛り土して農地に戻すよう指導を受けますが、この点で問題はありませんか。
回答	換地はしません。嵩上げ後、現況平面図のとおり農地に復旧します。長倉バイパスと国道471の間の窪地を埋め立てるものですが、バイパス工事の遅れにより、埋め立てが当初予定より遅れている。
質問	開発にあたり、注意すべき点がありましたら教えてください。
回答	なし

※質問事項

質問	吉野は管理運営が建設業から(有)ヒダリゾートになっていますが、何か理由があるのでしょうか。
回答	特別の理由はありません。以前から(有)ヒダリゾートという法人で維持管理を依頼受けて行っていましたので開設者の上宝村より依頼を受けて維持管理をしています。(有)ヒダリゾートは現在3箇所の残土処理場を管理しており今までで5箇所の維持管理をしています。現在国府町瓜巣地内で塩洞地区残土処理場を12月に開設しました。約10万m3ですが開設者は吉城建設業協会で維持管理者が(有)ヒダリゾートです。この処理場は県の積算システムに公開しない処理場です。見積によって発注者が積算します。
質問	各処理場の予算書を見ると、年間維持管理費の維持管理費(労務費、機械経費、燃料費)が長倉で250＊0．9＊21500、吉野で260＊0．5＊18500と簡単に算定されていますが、この算出方法について教えて頂けませんか。
回答	一年間の使用時間250時間＊9割にバックホー0．7m3のオペレーター付の1時間当たりの単価を掛けたもので、その現場によって時間と掛け率を推定してある。今ではもう少し詳細に積み上げている。㎥
質問	他地区では維持管理費について、機械は年間リース、オペレーターは必要時に人材派遣で運営している処もあるようですが、そちらではどうされていますか。また、実際運営されて、維持管理についてどのような形態が良い方法だとお考えでしょうか。
回答	上記で申されるとおり、詳細に積み上げた方がよいと思います。なお、年間の維持管理費について処理場全体が何年間で満杯になるかを想定して算出してますが、年数の多少により単価に大きく反映されるので、その辺りをしっかり把握しなければいけないと思います。

質問	収支が年毎でプラスの年には課税されることにより、トータルの収支に誤算が出る可能性があると聞きましたが、そちらでは如何でしょうか。
回答	収支については処理料金の入金は仮受金にして処理をし受け入れた数量の固定費相当分と維持管理費相当分を必要経費としてその会計年度に経費計上して決算する方法が良いと思います。利益が出る場合は最終年度に利益が集中しますが反対に損失が出た場合は最終年度の処理となります。
質問	長倉はバイパス工事の遅れによる埋め立ての遅延で、収支に与える影響が大きいと思われますが、単価アップ等の要求は可能でしょうか。
回答	残土処理場として公開をして県の積算に公に公示した場合は単価変更は非常に難しいです。データーの出し直し等かなりの経費がかかりますので当社では行っていません。ですから当初の詳細な調査が必要と思われます。
質問	開発の際、各種法令をクリアーするにあたり、注意すべき点がありましたらおしえて下さい。
回答	自治体が開設者になり申請する場合は、わりかた簡単ですが、営利法人が開設する場合はかなり細かいことを要求されます。 森林法、鳥獣保護法、自然環境保全条例、道路法、市独自の条例、土地開発事前協議、農地法、農振地域法律、都市緑化法、文化財保護法、河川法、砂防法、地滑り防止法、自然公園法、都市計画法、建築基準法、等想定される全ての法令について規制適用の有無を証明して頂き有について許認可の手続きをします。無しについても担当者の証明がいります。

5-3　各処分場の特徴

処分場名	設置･管理運営	残土受入単価	申請単価根拠	その他特記事項
①北部阿多岐処分場 ②南部八幡処場	･設置者及び管理運営は協同組合「郡上エコロジーセンター」	･必要経費÷受入量	･国交省単価及び歩掛	･農地の砂利採取跡地に処分しているため、転用期間は1年。農地の復旧計画を確実にするため、隣接してｽﾄｯｸﾔｰﾄﾞを設置している。 ･北部の場合、現況は農振外農地で耕作放棄地、第2種農地で転用許可→跡地は広場 ･必要経費を圧縮する努力（組合員施行による経費減、役員報酬減等）による経常利益プラス
④萩原残土処理場 ⑤下呂残土処分場 ⑨馬瀬残土処分場	･設置者及び管理運営は（社）下呂建設業協会	･必要経費÷受入量	･他の構造物を含め国交省単価及び歩掛	･処分量が少ない処分場は、単価が割高 ･全体の収支がﾄﾝﾄﾝであっても、年度ごとにプラスマイナスが有り。単年度決算のため、税金支出となるため、対応策の検討が必要。
⑥上之保残土処分場	･設置者は旧上之保村、管理運営は関市	･概ねの単価で1，000円程度　1，100円	･概ねの単価で1，000円程度　1，100円	･旧上之保村は山間地で捨て土が困難で、県事業を進捗させるために残土処分場を設置 ･開発面積が2万㎡超のため林地開発協議により、下流堰堤等の開発費により必要経費増大。必要経費から算出する単価は1，900円で収支赤字 ･管理経費節減のため、重機のオペ及び現地受付をシルバー人材センターに委託
⑦南吉城残土処分場 ⑩稲越残土処分場 予定　古川町残土処分場	･設置者は飛騨市、管理運営は吉城建設業協会	･必要経費÷受入量	･他の構造物を含め国交省単価及び歩掛	･仮に管理運営が赤字でも行政の持ち出し予定無し。 ･処理量が多いと単価は安価に ･林地開発申請を避けるため、1万㎡未満の開発
⑧神岡町･上宝村残土処分場 ⑪上宝村残土処分場	･設置者は旧上宝村、管理運営は（社）吉城建設業協会と有限会社	･必要経費÷受入量	･1㎥単価は1年間の使用時間を想定し、バックホー0．7㎥のオペレーター付の1時間当たり単価を掛けたもの	･仮に管理運営が赤字でも行政の持ち出し予定無し。　　･

5-4　課　　題

１．搬入計画

地権者との契約、地域への説明、農地法（一時転用期間）の条件、借地料等の制約から発生土の搬入計画が具体的であること。

２．開発面積

農地の嵩上げを除き開発するうえで１ha を超えると、県土地開発事業の調整に関する規則及び林地開発協議が義務づけとなり、協議資料作成や構造物設置費等のコストがかさみ受入単価に大きく影響する。しかし搬入規模を何十万㎥程度確保したい場合には、開発面積が１ha 超となることはやむを得ない。㎥

３．跡地利用

農地復旧の場合、用排水路の整備、ほ場条件（表土厚、均平、畦畔築立）の確保、換地の費用の他、地権者からの要望事項等が多く必要経費が増大する傾向がある。

４．コスト縮減

県へ申請する開発事業費に対して、現実には構造物設置費、敷き均し造成費、人件費等をコスト縮減して、事業として黒字化している。

５．税金対策

全体の収支がプラスマイナスゼロであっても、必ず年度毎にプラスマイナスがあり、単年度決算のためプラス時には税金支出となる。トータルとしてマイナスとならない管理運営が必要である。

第６章　関係法令とその対応方法

６-1　岐阜県土地開発事業の調整に関する規則

この規則は、法令・条例等による規制の事前調整的な手続きを果たしたり、法令・条例等による規制の対象とはならない地域における土地開発事業に対しても行政指導を行うことを定めていて、いわば法令・条例等の規定を行政指導という手法をもって補完する役割を担っている。

従って、法令・条例等の規定によって許認可を要するものは、この規則とは別途にそれぞれの手続きをとる必要がある。

■岐阜県土地開発事業の調整に関する規則の取り扱い。

◎事業主体が（財）岐阜県建設研究センターの場合は民間扱い

Ⅰ．開発面積１ha 未満

・県市町村、民間とも開発許可は不要

Ⅱ．開発面積１ha 以上

【事業主体がセンターの場合】

○センターが借地し管理

・事前協議　→　開発協議必要

【事業主体が県市町村の場合】

○県市町村が土地を所有し管理はセンターが受託

○県市町村が借地し管理はセンターが受託

・規則第３条１項により協議不要

6-2 建設残土埋立行為に係る各法・条例の制限等

法・条例	規制区域、面積等	許可等の行為	許可等の要否		許可権者等	建設残土の埋立の許可等の要否	開発等の許可基準	備　　考
			県	ｾﾝﾀｰ				
都市計画法	都市計画区域 市街化区域 1,000㎡以上 調整区域全て 区域指定外 3,000㎡以上 都計外 10,000㎡以上	建築物・特定工作物等の建設を目的とした土地の区画形質の変更	不要	要 単に埋立の場合は不要	岐阜市、大垣市多治見市、各務原市の区域は各市長 その他の区域は知事	単に埋立のみの場合は不要 後利用がある場合目的により要	自己用か自己用外かで基準異なる ①道路 ②排水 ③造成（擁壁等） ④公園、緑地等 ⑤樹木の保全(1ha以上)	
宅地造成等規制法	宅地造成等規制区域 ・岐阜市の一部 ・多治見市の一部 ・土岐市の一部	宅地造成を目的とした土地の形質の変更	協議	要 単に埋立の場合は不要	岐阜市、多治見市は各市長 土岐市は知事	単に埋立のみの場合は不要 後に宅地利用がある場合は要	①造成（擁壁） ②排水 ③その他災害防止の措置	
風致地区条例	地区の指定 ・岐阜市 ・養老町 ・関市 ・多治見市 ・高山市	①建築物等の建築 ②土地の形質変更（宅地造成） ③木竹の伐採 ④土石類の採取 ⑤水面の埋立 ⑥建築物等の色彩の変更 ⑦屋外での土石、廃棄物、再生資源の堆積	協議	要	各市町長	埋立行為は造成に該当するため要 山林の場合伐採に該当するため要 土石の販売は堆積行為に該当するため要	①土地の形質変更後、植栽等を行う ②盛土、切土の高さが３m又は５m以下 ③森林の皆伐の場合、１ha以下（伐採後の成林が確実なものに限る）	残土処理は条例の趣旨に反する

法・条例	規制区域、面積等	許可等の行為	許可等の要否		許可権者等	建設残土の埋立の許可等の要否	開発等の許可基準	備　　考
			県	ｾﾝﾀｰ				
森林法	森林法第５条で規定する森林内行為（地域森林計画区域）	①別荘地の造成 ②スキー場の造成 ③ゴルフ場の造成 ④宿泊施設・レジャー施設の設置 ⑤住宅団地の造成 ⑥土石等の採掘	不要 連絡調整のみ	要 開発面積1ha未満は不要	知事	土石等の採掘に該当するため要	跡地を森林に復する場合は、周辺部に幅30mの森林帯を配置し、内側は植林する。 跡地の目的により要件は異なる。	事業地が保安林の場合は開発は非常に難しい
農業振興地域の整備に関する法律（農振法）	○農振農用地指定の農地 ○農振非農用地の農地 ○都計法市街化区域の農地 ○その他の農地	①恒久転用 ・公共目的 ・残土置場 ・その他の目的 ②一時転用 ・残土置場 ・残土の埋込 ③農地改良 ・田畑転換 ・耕地嵩上げ（簡単なもの）	不要	農振農用地指定の農地において、他の目的に転用する場合に要	市町村長（申請先）	恒久転用のその他の目的に該当する場合は、農用地変更申請が必要	排水溝、土砂流出防止の措置を講ずること等	
農地法	○農振農用地指定の農地 ○農振非農用地の農地 ○都計法市街化区域の農地 ○その他の農地	①恒久転用 ・公共目的 ・残土置場 ・その他の目的 ②一時転用 ・残土置場 ・残土の埋込 ③農地改良 ・田畑転換 ・耕地嵩上げ（簡単なもの）	不要	要（転用許可） 市街化区域の農地は届け出のみ 公共事業の残土処理の場合は許可不要	4ha以下は知事 4ha超は農水大臣	公共事業の工事設計書に残土処理の場所を掲示する等 その行為が国、地方公共団体のものと認められる場合は、事業主体の如何にかかわらず転用許可不要 ただし、恒久転用の場合、残土処理終了後の土地利用計画必要	排水溝、土砂流出防止の措置を講ずること等	

法・条例	規制区域、面積等	許可等の行為	許可等の要否		許可権者等	建設残土の埋立の許可等の要否	開発等の許可基準	備　　考
			県	ｾﾝﾀｰ				
砂防法	砂防指定地すべて	土地の形質の変更・建築物工作物の建設 土石の採取・堆積・投棄 立竹木の伐採等	協議	要	知事	埋立行為は造成に該当し許可が必要	盛土15m未満 20m以上の法面の1/3以上の永久構造化 排水施設 流末処理 法面の緑化等	盛土材料にベントナイト、有機土を使用してはならない。

6-3　個別法令等における取扱

■センターが管理する土地に、県市町村工事の建設残土を受け入れる（販売含む）場合における都市計画法上の取り扱い

◎事業主体が（財）岐阜県建設研究センターの場合は民間扱い

Ⅰ　①市街化区域 1,000 **㎡未満**
②市街化調整区域以外
③区域指定のない区域 3,000 **㎡未満**
④都市計画区域外 10,000 **㎡未満の場合**
・開発許可不要

Ⅱ　①市街化区域 1,000 **㎡以上**
②市街化調整区域の全て
③区域指定のない区域 3,000 **㎡以上**
④都市計画区域外 10,000 **㎡以上の場合**

【事業主体がセンターの場合】
○センターが借地し管理

１．借地した土地を建築物または特定工作物（※）の建設のために行う場合
・開発許可手続きが必要
・開発許可基準：道路、排水（区域内排水、調整池等）、造成（擁壁等）、緑地、緩衝帯、樹木の保全（1ha **以上の場合）**
・開発許可手続き：県許可＝市町村経由建築事務所
市許可＝岐阜市、大垣市、多治見市、各務原市
・地目を「宅地」に変更して３年以上経過後は開発許可原則不要
※特定工作物：第１種特定工作物　＝ｸﾗｯｼｬｰﾌﾟﾗﾝﾄ、ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾟﾗﾝﾄ等
第２種特定工作物＝レジャー施設、スポーツ施設、動物園、墓園等
（１ha **以上）**

２．借地した土地を埋め立て、地目のとおり適正に処理した後、地主に返す場合
・開発許可不要
・ただし、建築物（管理事務所）を建てる場合は開発手続きが発生する可能性あり（特に残土を販売する場合）

【事業主体が県市町村の場合】
○県市町村が土地を所有し管理はセンターが受託

○県市町村が借地し管理はセンターが受託
・県及び４市（岐阜市、大垣市、多治見市、各務原市）の場合は適用除外
・４市以外の市町村の場合は開発許可手続き必要
・クリアする条件は【事業主体がセンターの場合】と同じ

※開発行為者が県（土地開発公社含む）の場合は開発許可不要。
埋立が目的であって埋立後の利用が明確でない場合は開発許可とならない。
林地、農地等を埋め立てる場合は、埋め立てが目的であれば開発許可不要。
埋立後の利用により開発許可の要否が異なる
・地目は元のままで他の目的のために土地利用する場合：開発許可必要
・宅地以外に地目変更し土地利用をする場合：開発許可必要
・宅地に地目変更後３年以上そのままの場合：開発許可不要

■センターが管理する土地に、県市町村工事の建設残土を受け入れる（販売含む）場合における宅地造成等規制法上の取り扱い。

◎事業主体が（財）岐阜県建設研究センターの場合は民間扱い

Ⅰ　岐阜市の一部、多治見市の一部、土岐市の一部以外
・開発許可不要

Ⅱ　土地の形質の変更（※）に該当しない切土、盛土
・開発許可不要
※土地の形質の変更：①切土　高さが２ｍを超えるがけを生ずる
②盛土　高さが１ｍを超えるがけを生ずる
③切土と盛土　盛土部分が高さ１ｍ以下、かつ、切土及び盛土部分の高さが２ｍを超えるがけを生ずる
④前各号の一に該当しない切土又は盛土であって、切土又は盛土をする土地の面積が500㎡を超えるもの

Ⅲ　岐阜市の一部、多治見市の一部、土岐市の一部
【事業主体がセンターの場合】
○センターが借地し管理
１．宅地以外の土地を宅地にする場合
・造成許可必要

２．宅地以外を宅地以外にする（単に土砂を盛土する）場合
（例：山林を埋めた後、植林して山林に復する場合、山林を採草放牧地とする場合等）
・造成許可不要

【事業主体が県市（岐阜市、多治見市、土岐市）の場合】
○県市が土地を所有し管理はセンターが受託

○県市が借地し管理はセンターが受託
・県知事協議が必要
・クリアする条件は【事業主体がセンターの場合】と同じ。

※宅地：農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地
公共の用に供する施設：砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、港湾施設、飛行場、航空保安施設及び鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設並びに国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で国土交通省令で定めるもの（緑地、広場、水道、下水道）とする。

■センターが管理する土地に、県市町村工事の建設残土を受け入れる（販売含む）場合における岐阜県風致地区条例上の取り扱い。

◎事業主体が（財）岐阜県建設研究センターの場合は民間扱い

Ⅰ　岐阜市、養老町、関市、多治見市、高山市の指定地区以外
・許可不要

Ⅱ　岐阜市、養老町、関市、多治見市、高山市の指定地区
【事業主体がセンターの場合】
○センターが借地し管理

１．　①建築物等の新築等
②宅地の造成
③木竹の伐採
④土石類の採取
⑤水面の埋め立て又は干拓
⑥建築物等の色彩の変更
⑦屋外での土石、廃棄物、再生資源の堆積
・市町長許可必要

◆許可基準
・建築物等：高さ８m 以下（第１種）　10m 以下（第２種）
建ぺい率 20%（第１種）　40%以下（第２種）等
・宅地造成：土地の形質変更後植栽等を行う。
１ha を超える場合は、高さが３m を超える法面を生ずる盛土、切土を行わない。
・木竹の伐採：宅地造成等で必要最小限の伐採
森林の択伐
伐採後の成林が確実であると認められる森林の皆伐で面積が１ha 以下のもの
森林である土地以外での木材の伐採
・水面の埋め立て：埋め立て後の土地が周辺の風致と調和すること
※山林の場合１ha を超える皆伐は許可されず、１ha 以下の埋め立てで、かつ、周辺の風致を阻害しないような植栽等の措置が必要。
木竹の伐採を伴わないで１ha を超える場合は、盛土、切土の高さが３m 又は５m 以下とする必要があり、埋立て土砂量が制約される。

【事業主体が県市町（岐阜市、養老町、関市、多治見市、高山市）の場合】
○県市町が土地を所有し管理はセンターが受託

○県市町が借地し管理はセンターが受託
・事前協議が必要
・クリアする条件は【事業主体がセンターの場合】と同じ。

◎本来風致地区は、地形、地物の改変を抑制する地区であることから、風致地区内での残土処理は条例の趣旨に反する

■センターが管理する林地に、県市町村工事の建設残土を受け入れる（販売含む）場合における森林法の取り扱い。
（森林法第５条で規定する森林内行為）

◎事業主体が（財）岐阜県建設研究センターの場合は民間扱い

Ⅰ．開発面積１ha 以下
- **県市町村、民間とも開発許可は不要**
- **伐採届けのみ必要**

（事業地が保安林の場合）
- **事業地が保安林の場合、その場所以外にない（普通林内での開発では不都合）という明確な理由が求められる。**
- **保安林解除手続きに約１年を要する。**
- **森林に復する場合は開発不可（開発しないのなら解除しない＝地形の変更は不可）。**

Ⅱ．開発面積１ha 以上

【事業主体がセンターの場合】

○センターが借地し管理
- **森林法第１０条の２の規定により林地開発許可が必要。**
- **申請書提出から許可までに約６ヶ月を要する。**

（例）１．永久に残土処分場として開発する場合

①面積 20ha 以下
- **森林率 25%以上を確保（できる限り残地森林）**

②面積 20ha 以上
- **森林率 25%以上確保かつ周辺部に幅 30m の森林帯配置（できる限り残地森林）**

２．森林を借地し残土処理場として開発し跡地を森林に復し所有者に返す場合
- **周辺部に幅 30m の森林帯を配置し、内側は植林する。**

３．森林を借地し他の目的のために造成し、所有者に返す場合
- **目的により別紙要件を満足すること。**

（事業地が保安林の場合）
- **事業地が保安林の場合、その場所以外にないという明確な理由が求められる。**
- **保安林解除手続きだけで約１年。林地開発の手続きを含めると約１年半必要。**
- **森林に復する場合は開発不可。**

【事業主体が県市町村の場合】

○県市町村が土地を所有し管理はセンターが受託

○県市町村が借地し管理はセンターが受託
- **連絡調整のみ（民の場合に比べ　申請→許可の期間分６ヶ月が短縮できる）**
  「林地開発許可事務処理要領 第５章（連絡調整）」参照
- **ただしクリアする条件は【事業主体がセンターの場合】と同じ。**

■センターが管理する農地に、県市町村工事の建設残土を受け入れる（販売含む）する場合における農業振興地域の整備に関する法律（農振法）と農地法の取り扱いについて

◎事業主体が（財）岐阜県建設研究センターの場合は民間扱い

１．農地に復する場合

【事業主体がセンターの場合】

○センターが借地し管理

①農振農用地指定の農地

- **農振法は適用除外**
- **農地法は転用許可必要　4ha 以下は知事許可、4ha 超は大臣許可**
- **農地への復元は３年以内**

②農振非農用地の農地

- **農振法は適用除外**
- **農地法は転用許可必要　4ha 以下は知事許可、4ha 超は大臣許可**

③都計法市街化区域の農地

- **農振法は適用除外**
- **農業委員会への届け出必要**

④その他の農地

- **農振法は適用除外**
- **農地法は転用許可必要　4ha 以下は知事許可、4ha 超は大臣許可**

※「公共事業の工事設計書に残土処理の場所を明示する等その行為が国、地方公共団体のものと認められる残土処分地」は、一時転用（農地への復元）の転用許可不要。

【事業主体が県市町村の場合】

○県市町村が借地し管理はセンターが受託

※県市町村は農地の所有は不可

- **①②③④すべて適用除外**
- **遵守すべき事項は同じ**

◆許可条件は排水溝を設けること、土砂流出防止の措置を講ずること等

２．他の目的に転用（恒久転用）する場合

【事業主体がセンター】

○センターが借地し管理（埋立後返還）

①農振農用地指定の農地

- **農振法は農振整備計画の変更（農用地変更）（第１３条）**
- **農地法は転用許可必要　4ha 以下は知事許可、4ha 超は大臣許可**
- **手続きは土地所有者**

②農振非農用地の農地

- **農振法は適用除外**
- **農地法は転用許可必要　4ha 以下は知事許可、4ha 超は大臣許可**
- **手続きは土地所有者**

③都計法市街化区域の農地

- **農振法は適用除外**
- **農業委員会への届け出必要**
- **手続きは土地所有者**

④その他の農地

- **農振法は適用除外**
- **農地法は転用許可必要　4ha 以下は知事許可、4ha 超は大臣許可**
- **手続きは土地所有者**

※「公共事業の工事設計書に残土処理の場所を明示する等その行為が国、地方公共団体のものと認められる残土処分地」は、転用許可権者（知事又は大臣）の承認が必要。なお、この際は残土処理終了後の土地利用計画必要。

【事業主体が県市町村】
○県市町村が借地し管理はセンターが受託
①農振農用地指定の農地
・農振法は農振整備計画の変更（農用地変更）
・農地法は転用許可必要　4ha 以下は知事許可、4ha 超は大臣許可
・埋立後所有者に土地を返す場合、手続きは土地所有者
・県市町村が引き続き借地し建物等を建設する場合、手続きは県市町村
②農振非農用地の農地
・農振法は適用除外
・農地法は転用許可必要　4ha 以下は知事許可、4ha 超は大臣許可
・埋立後所有者に土地を返す場合、手続きは土地所有者
・県市町村が引き続き借地し建物等を建設する場合、手続きは県市町村
③都計法市街化区域の農地
・農振法は適用除外
・農業委員会への届け出必要
・埋立後所有者に土地を返す場合、手続きは土地所有者
・県市町村が引き続き借地し建物等を建設する場合、手続きは県市町村
④その他の農地
・農振法は適用除外
・農地法は転用許可必要　4ha 以下は知事許可、4ha 超は大臣許可
・残土処理後所有者に土地を返す場合、手続きは土地所有者
・県市町村が引き続き借地し建物等を建設する場合、手続きは県市町村
※「公共事業の工事設計書に残土処理の場所を明示する等その行為が国、地方公共団体のものと認められる残土処分地」は、転用許可権者（知事又は大臣）の承認が必要。なお、この際は残土処理終了後の土地利用計画必要。

○県市町村が土地を所有し管理はセンターが受託
・①②③④すべて適用除外
・遵守すべき事項は同じ
◆許可条件は排水溝を設けること、土砂流出防止の措置を講ずること等

３．永久的に残土処分地とする場合
【事業主体がセンター】
○センターが借地し管理
【事業主体が県市町村】
○県市町村が土地を所有し管理はセンターが受託
○県市町村が借地し管理はセンターが受託
・　農地転用目的としてあり得ない

■センターが管理する土地に、県市町村工事の建設残土を受け入れる（販売含む）場合における砂防法の取り扱い。
（砂防法第４条１項で規定する砂防指定地内行為での制限）

◎事業主体が（財）岐阜県建設研究センターの場合は民間扱い

Ⅰ．開発面積に制限等はない
【事業主体がセンターの場合】
○センターが借地し管理
・砂防法第４条の１の規定による制限の行為を行うには、岐阜県砂防指定地の管理及び砂防設備占用料等の徴収に関する条例第３条第１項により砂防指定地内行為許可が必要。
・申請書提出から許可までに約○ヶ月程度を要する。
【事業主体が県市町村の場合】
・県が行う場合は、申請不要？（確認中）であるが、砂防指定地内行為許可要領に基づく技術審査は必要。
・クリアする条件は【事業主体がセンターの場合】と同じ。